

建築技術安全審査事業 料金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める建築技術安全審査事業 業務規程（以下、「業務規程」という。）第24条に基づき、法人が実施する建築技術安全審査事業（以下、「安全審査」という。）に係わる料金に関し、必要事項を定めるものである。

(料金)

第2条 法人は、安全審査の申込を受けたとき、下表に掲げる額の料金の請求書を発行する。なお、新規及び変更の料金には、審査報告書の正本1部、副本1部の発行費用を含む。

区分	内容	料金*
新規	所管行政庁(建築主事)又は確認検査機関が構造安全性の判断根拠として審査が必要と判断したもの、或いは建築主等がセカンドオピニオンとして、第三者機関による安全審査を受けることが適切であると認めたもの。 ①建築物 ②大規模工作物（高さ：50m超、60m以下） ③高さが10mを超える擁壁 ④その他	1,000,000円 (1,100,000円)
変更	部会なしの場合	100,000円 (110,000円)
	部会を1回開催した場合	300,000円 (330,000円)

* () は消費税等10%を含む料金

- 2 構造上特殊な建築物、時刻歴応答解析による検証を行った建築物など、法人が審査の難易度が高いと判断した建築物については、前項の料金表に記された建築物であっても、安全審査に必要な料金を別途算定することができる。
- 3 2棟以上同時申込の場合は、構造規模、構造種別、架構形式などによって下表に掲げる料金の請求書を発行する。

内容	料金*
審査依頼事項が同じで、構造規模、構造種別、架構形式等から同じ構造体と判断される場合	1,000,000 + (棟数-1) × 200,000 (1,100,000 + (棟数-1) × 220,000)
審査依頼事項が同じで、構造規模、構造種別、架構形式等から異なる構造体と判断される場合	1,000,000 + (棟数-1) × 600,000 (1,100,000 + (棟数-1) × 660,000)

* () は消費税等 10%を含む料金

- 4 第2項の規定により、前項の料金表に記された建築物であっても、安全審査に必要な料金を別途算定することができる。

(追加料金)

第3条 法人は、次の各号に該当するとき、前条の請求とは別に請求できる。

- 一 部会の開催回数が新規で5回以上、変更で2回以上になる場合、1開催あたり200,000円(消費税等10%を含み220,000円)の追加料金
- 二 審査書の発行に際して、申込者より審査書、審査報告書の追加発行、又は再発行を求められた場合、1件ごとに10,000円(消費税等10%を含み11,000円)の手数料

(その他の費用)

第4条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

(料金の減額)

第5条 業務が効率的に実施できると法人が判断した場合は、第2条及び第3条にかかひる料金を減額して適用することができる。

(料金等の納入)

第6条 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

- 2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。
- 3 前2項において、納入に要する費用は、申込者の負担とする。

(料金等の還付)

第7条 法人は、業務規程第26条第1項の規定に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。